A2-467-001

スクリーングループ
グリーン調達基準

（第８版）

2012年1月1日

大日本スクリーン製造株式会社

《目次》

ページ

はじめに 3
１．環境保全活動 4
２．目的 4
３．適用範囲 4
４．グリーン調達基準 5
５．購入先さまへの要求事項 5
　５．１　環境マネジメントシステムの取り組み 5
　５．２　納入品の環境負荷の低減 5
６．グリーン調達の運用について 7

添付資料

別表―１「管理対象化学物質一覧表」
別紙１「使用禁止物質不使用保証書（１）」
別紙２「使用禁止物質不使用保証書（２）」
別紙３「大日本スクリーン製造㈱の環境取り組みに関する合意書」
別紙４「グリーン調達　環境保全活動調査表」

はじめに

地球温暖化の防止、廃棄物の削減とリサイクルによる循環型経済社会の構築、化学物質の管理による環境汚染の防止など環境保全活動の取組みが、企業の社会的責任として重要なものであり、京都議定書の発効や欧州の WEEE 指令[注1)]、RoHS 指令[注2)]、REACH 規則[注3)]、中国版 RoHS[注4)] などが施行され、製品に対する環境規制が世界的規模で強化され、企業の環境に対する義務と責任がますます大きくなっています。

大日本スクリーングループは、“グリーンな工場”から“グリーンな製品”の提供を最重点課題と位置付けており、その実現には製品を構成する部品や材料などの環境負荷を低減させることが不可欠と認識しています。これらを具現化するために、当社グループが取引する購入先さまの環境保全に関する企業姿勢と調達部品および材料に関する環境配慮について、「グリーン調達基準」を設定しています。

大日本スクリーングループは、環境負荷の低減や環境リスクの回避を購入先さまと共に図っていきますので、今後とも、購入先さまのご理解とご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

大日本スクリーン製造株式会社
EHS 管理統括者
取締役
南島　新
開発製造本部長
執行役員
西澤久雄

注１）　WEEE 指令
欧州：「廃電気電子機器に関する指令」。2005 年 8 月 13 日施行。

注２）　RoHS 指令
欧州：「電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令」。
2006 年 7 月 1 日施行。

注３）　REACH 規則
欧州：「化学品の登録、評価、認可及び制限等に関する欧州議会及び理事会規則」2007 年 6 月 1 日施行。

注４）　中国版 RoHS
中国：「電子情報製品汚染規制管理方法」2007 年 3 月 1 日施行。

１．環境保全活動

大日本スクリーングループは、『倫理憲章の“人と地球にやさしい環境形成”』と『環境、安全・健康、エネルギー方針』に基づいて環境保全に取り組んでいます。

『倫理憲章』

当社グループは、人と地球に優しい環境形成の技術を追究することにより、世界の人々が自然と共存し豊かな未来を共有できる社会の実現に貢献します。

『環境、安全・健康、エネルギー方針』

１．事業を通じて新しい環境社会へ貢献します。

スクリーングループは、製品・活動・サービスを通じて、次の目的達成に努めます。

a. 環境負荷の低減に貢献する技術・製品の開発展開
b. 職場の健康と安全の推進
c. 工場とオフィスの環境保全と省エネルギー
d. 環境安全体制の強化

２．法規制を順守し、ステークホルダーの期待に応えます。

危険源を特定すると共に、環境とエネルギー側面を掌握し、法規制およびステークホルダーとの合意事項を順守します。

また、自主基準を定めて、負傷及び疾病、環境汚染を予防します。

３．ＥＨＳマネジメントシステムを構築・維持し、定期的に見直します。

４．具体的な目標を設定します。

事業特性や組織の役割に応じて目標を設定し、継続的に改善します。

５．教育や広報を通じて、活動を全ての従業員へ周知します。

６．この方針は社内外に公表します。

２．目的

環境保全活動に積極的な購入先さまと協力し、地球環境への負荷が少ない資材の調達を推進して、製品の環境負荷の低減を図ることを目的とします。

３．適用範囲

本調達基準は、大日本スクリーングループ（以下当社グループという。）が製造・販売する製品を構成する部品，材料，ユニット（以下納入品という）の調達活動に適用します。これらの中には、第三者に開発・設計・製造を委託する製品、取扱説明書などの付属品、接着剤等の副資材、サービスパーツ、製品の梱包材料なども含まれます。

４．グリーン調達基準

当社グループは、グリーン調達の推進にあたって以下の内容を満足した購入先さまからの調達を優先します。

（１） 環境保全活動を積極的に推進している購入先さまからの調達

当社グループは、環境保全活動が継続的に推進できる仕組み（環境マネジメントシステム）が構築されている購入先さまからの調達を優先します。

（２） 環境負荷が少なく指定有害物質を含まない納入品の調達

当社グループは、本調達基準で定める化学物質管理基準を順守した環境負荷低減対策品の調達を優先します。

５．購入先さまへの要求事項

５．１　環境マネジメントシステムの取り組み

環境マネジメントシステムとして、第三者認証のＩＳＯ１４００１または、ＫＥＳ（京都・環境マネジメント・スタンダード)、エコアクション２１（環境省)、エコステージ等の認証取得が望まれ、温室効果ガス（CO2)・廃棄物の削減などに取り組まれていること。

認証取得が困難な購入先さまは、以下の５項目の取り組みを要求します。

（１） 環境保全に関する企業理念・方針の策定

（２） 環境目的、目標、計画の策定と実施

環境目的として、温室効果ガス（CO2）の削減など

（３） 目標達成のための責任者と組織体制の設置

（４） 法遵守状況、環境活動状況の定期的確認

（５） 従業員への環境教育の実施

５．２　納入品の環境負荷の低減

（１） 納入品における化学物質管理基準

納入品は、次に掲げる化学物質使用基準を順守することを要求します。

「別表－１」に当社グループにおける化学物質管理基準で使用禁止または制限等の対象となる化学物質の一覧を示します。

① 使用禁止物質

国内外の法規制および当社グループの自主規制により、納入品に使用禁止物質を意図的に添加することを禁止した物質です。当社グループは使用禁止物質が意図的に添加されたもの又は最大許容値を超える納入品については、購入いたしません。

② 使用制限物質

本物質が納入品に含有することを禁止していませんが、対象とする用途を限定し、かつ別途含有禁止時期を定めた物質で、含有禁止時期以降は、使用禁止物質となります。購入先さまは、含有禁止時期以前でも、本物質の使用削

減や代替を図ってください。

③ 監視物質

本物質が納入品に含有することを禁止していませんが、物品等への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とするもの、または代替部品・代替材料が市場で汎用され当社グループが導入可能と判断した場合、積極的に代替するものです。

監視物質はアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が定める「JAMP 管理対象物質」の最新バージョンとします。

（2） 環境負荷情報の提供

納入品に使用されている化学物質の含有調査はアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）の「アーティクルインフォメーションシート（ＡＩＳ)」にて行います。JAMP が発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に沿った管理の仕組みを構築お願いします。当社グループからの調査や問合せ時には、速やかにご回答してください。

JAMP AIS の調査回答は「JAMP 管理対象物質説明書」に沿って報告してください。

次の管理対象基準は必ず報告してください。

・ROHS 指令
・ＲEACH 規則　 Annex XVII　(制限対象物質)
・REACH 規則　 SVHC　(認可対象候補物質)
・JIG

（3） 使用禁止物質不使用保証書等の提出

① 納入品について、化学物質含有調査結果に基づき別紙１「使用禁止物質不使用保証書（1)」、または別紙２「使用禁止物質不使用保証書（2)」の提出をお願いする場合があります。

② 使用する帳票は、以下の表を参照してください。

	すべての納入品	特定の納入品
使用禁止化学物質に対する不使用保証書	別紙１「使用禁止物質不使用保証書（1)」	別紙２「使用禁止物質不使用保証書（2)」

（4） 化学物質以外の環境影響の低減

① 「資源の有効利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」等の納入品の環境に関わる法律を順守していることを要求します。

② 使用時の消費エネルギーが低減されていることを要求します。

③ 納入品に対し、資源の有効利用がなされ再生部品の利用、再生資源の利用、小型化・軽量化、及び長寿命化に努めていることを要求します。

④ 使用後の解体分別に考慮され廃棄物量が少なく適正廃棄処理が可能であることを要求します。

⑤ 騒音・振動・悪臭・電磁波の使用時の発生が少ないことを要求します。

⑥ 納入品に関する環境情報について、当社グループからの問い合わせ時に速やかに開示できることを要求します。

6．グリーン調達の運用について

前項の購入先さまへの要求事項に基づいたグリーン調達の運用は以下の通りです。

購入先さまの環境保全活動調査と納入品についての化学物質含有調査を実施させていただきます。

（1） 大日本スクリーン製造㈱の環境取り組みに関する合意書

購入先さまは、大日本スクリーングリーン調達基準への合意として、別紙３「大日本スクリーン製造㈱の環境取り組みに関する合意書」の提出をお願いします。

（2） 購入先さまの環境保全活動調査

購入先さまに対して、環境マネジメントシステムの構築状況と環境保全活動に関する項目について、確認させていただきますので、別紙４「グリーン調達　環境保全活動調査表」にてご回答ください。

① 新規取引を開始する購入先さまは、取引開始までに別紙４「グリーン調達　環境保全活動調査表」のご回答をお願いいたします。

② 「グリーン調達　環境保全活動調査表」の記入要項

(a) 環境マネジメントシステムの構築に関する項目

- 第三者認証の ISO14001 または KES、エコアクション２１、エコステージ等を取得済の場合は、取得年月日、審査登録機関、登録番号を記入し、購入先さま評価記入欄の評価欄に“１”（数字のイチ）を記入してください。
- １年以内に第三者認証の ISO14001 または KES、エコアクション２１、エコステージ等の取得を計画している場合は、審査予定年月日、予定審査機関を記入し、購入先さま評価記入欄の評価欄に“１”（数字のイチ）を記入してください。

(b) 環境保全活動に関する項目

上記 (a) の環境マネジメントシステムの構築に関する項目で認証取得を計画していない場合は、購入先さまの環境改善活動の取組状況について自主評価を実施し、さらに評価基準を満たしている場合は“１”（数字のイチ）を、満たしていない場合は“０”（ゼロ）を、該当しない（対象外の）場合は“－”を記入してください。

③ ご回答いただいた環境保全活動結果が、要求事項を満たしていない購入先さまへは、改善要請をさせていただきます。

（3） 納入品についての化学物質含有調査

納入品に対する化学物質含有調査はアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）の「アーティクルインフォメーションシート（AIS)」にて行います。2012 年から調査ツールを JGPSSI（グリーン調達調査共通化協議会）の調査回答ツールから JAMP AIS に切り替えます。

① ご回答に際して、購入先さまが商社・代理店等の場合は、取扱品の製造者から化学物質の含有量等の情報を収集していただき、購入先さまの責任でご回答をお願いします。また使用禁止物質と使用制限物質を含まない代替品の提案もあわせてお願いします。

② 当該納入品の取引開始前までに、納入品の化学物質含有調査結果の提出をお願いします。

なお、必要に応じて取引基本契約書、覚書、購入仕様書、図面等でグリーン調達に関する条項を個別に指定させていただく場合があります。その場合は個別仕様を優先させていただきます。

【お問合せ先】
大日本スクリーン製造株式会社
BSC 総務グループ環境安全推進部
TEL　075-414-7044　FAX　075-414-7043

または、各カンパニー、グループ会社の購買部門

【発行元】
大日本スクリーン製造株式会社
BSC 総務グループ環境安全推進部

【改訂履歴】

2002 年 7 月 1 日	（第 1 版）	制定
2005 年 9 月 1 日	（第 2 版）	内容改訂（調査方法、対象物質変更）
2007 年 5 月 1 日	（第 3 版）	内容改訂（JIG 対応、納入品の化学物質管理以外の環境影響低減項目の追記）
2008 年 10 月 1 日	（第 4 版）	内容改訂（RoHS 対象物質を使用制限物質から使用禁止物質へ、PFOS を使用禁止物質に追加）
2009 年 10 月 1 日	（第 5 版）	内容改訂（はじめに、行動指針から環境方針へ、適用をスクリーングループへ拡大）
2010 年 11 月 1 日	（第 6 版）	内容改訂（別表―１の使用制限物質および監視物質に 2010 年 6 月 18 日現在の REACH 規則の高懸念物質（候補）を追加、化学物質含有調査方法に AIS を追加）
2011 年 7 月 1 日	（第 7 版）	内容改訂（環境、安全・健康、エネルギー方針の変更）
2012 年 1 月 1 日	(第 8 版)	内容改訂（REACH 規則への対応強化、JAMP AIS 調査の採用）